



救急出動件数 99件
火災出動件数 3件
(5月末日現在)

福祉保健課

☎ 47-5555

総合福祉センター
窓口 7番

7月15日に戦没者追悼式

訓子府町戦没者追悼式を7月15日(月)10時から忠魂碑前で行います。式典終了後には、遺族会総会が長寿会館で開かれます。

○問合せ 福祉保健課社会福祉係

心身障がい者巡回相談

北海道立心身障害者総合相談所では、心身障がいの者の補装具・療育手帳判定などの相談を受けています。

相談を希望される方は、7月8日(月)までに福祉保健課社会福祉係へお問い合わせください。

■と き・ところ

- 7月30日(火)・31日(水)9時～17時
網走市総合福祉会館
- 8月1日(木)9時～17時
紋別市総合福祉センター

サマージャンボ宝くじ
7月2日から発売

- 1等 5億円×20本
- 前後賞 各1億円
- 2等 1,000万円×40本
- ※当選本数は発売総額600億円・20ユニットの場合
- 発売期間 7月2日(火)～8月2日(金)

- 抽選日 8月14日(水)
- 支払開始日 8月19日(月)

「サマージャンボミニ」も同時発売

- 1等 3,000万円×40本
- ※当選本数は発売総額240億円・8ユニットの場合
- この宝くじの収益金は市町村の明るく住み良いまちづくりに使われています。

川をきれいに 7月は河川愛護月間

- ・河川へのごみ、汚水などの投棄はやめましょう
- ・堤防や河川を利用してレクリエーションで楽しんだあとは、ごみを持ち帰るようにしましょう
- ・河川敷地を無断で占用しないようにしましょう
- ・河川敷地を犬の散歩などで利用する場合は、ふんの後始末をしましょう



くらしの

訪問リハビリ支援を行います

町では、いつまでも自立した日常生活を送ることができるよう、生活動作の維持や拡大を図ることを目的にリハビリ専門職による訪問リハビリ支援を行います。

リハビリ専門職から本人の身体状況などに合った日常生活の過ごし方、運動の方法や住宅改修などのアドバイスをいたします。

- と き 8月20日(火)
- ところ 希望される場所(ご自宅・総合福祉センターなど)で実施します
- 対象者 おおむね65歳以上で、病気や高齢による障害や筋力低下などのため日常生活に支障がみられる方
- 定員 4～5人
- スタッフ 作業療法士(北見赤十字病院)、保健師
- 料金 無料
- 申込み 8月6日(火)までに福祉保健課高齢者支援係へ

伝言板



町民課

☎ 47-2203

役場1階
窓口1番

税の関係 ☎ 47-2193

国保第2期の納期限は7月31日

国民健康保険税第2期の納期限は、7月31日(水)です。納期限内に必ず納めましょう。

納税には簡単で便利な
口座振替制度がおすすめ

町税などの納付では、手続きが簡単で便利な「口座振替制度」をご利用いただけます。

納税者の方が指定する、下記の金融機関の預金口座から自動振替しますので、大変便利です。

- 口座振替取扱金融機関
 - ・北見信用金庫本店、各支店
 - ・きたみらい農業協同組合本店、各支店
 - ・ゆうちょ銀行または郵便局

○申込方法
役場または各金融機関の窓口「納税通知書」および「口座取引印鑑と通帳」をご持参ください。

※ゆうちょ銀行および郵便局を希望の場合は、直接ゆうちょ銀行などの窓口で手続きしてください。

町では、コンビニ納付の導入を検討しましたが、多額のシステム改修費用がかかることや収納確認に日数を要するため、現在、導入していません。納付にあたってお困りの際は、気軽にご相談ください。今後も納期内納付にご協力をお願いします。

夜間納税相談および収納窓口開設のお知らせ

日中、仕事などの都合により、納税相談や納付に向くことが難しい方に、次のとおり夜間納税相談および収納窓口を開設します。

災害で被災された皆様に支援をお願いします

令和元年5月末日現在

- ◇平成28年熊本地震義援金 13万8,580円(令和2年3月31日まで)
- ◇平成30年7月豪雨災害義援金 8万2,200円(令和2年6月30日まで)
- ◇平成30年北海道胆振東部地震災害義援金 18万1,768円(令和元年9月30日まで)

町社会福祉協議会(☎ 47-3536 総合福祉センター内)

人の動き → 4,928人(-10)

男 2,356人(±0) / 女 2,572人(-10)
世帯数 2,103世帯(-3)

5月末日現在の住民基本台帳 カッコ内は前月対比

収納窓口では税のほか、使用料など(町に關係するものに限り)も納付することができます。

- と き 7月10日(水)・8月14日(水)
17時30分～20時

○ところ 町民課窓口

省エネ改修住宅の固定資産税を減額

平成20年1月1日以前に建てられた住宅について、平成20年4月1日から令和2年3月31日までの間に、一定の省エネ改修工事を行った場合、申告により、完了した翌年度1年分に限り120㎡分までの固定資産税を3分の1減額しています。

なお、バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置を除き、新築住宅の軽減や住宅耐震工事による固定資産税の減額措置との重複適用はできません。

1. 対象となる改修工事(次に該当する工事を行い、50万円を超える費用を要したもので床面積が50㎡以上280㎡以下であるもの)

- 窓の断熱性を高める改修工事(必須)
- 床の断熱性を高める改修工事
- 天井の断熱性を高める改修工事
- 壁の断熱性を高める改修工事

2. 申請の手続き

改修工事を終了後、原則として3か月以内に関係書類を添付して町民課資産税係に提出してください。

【関係書類】

○改修工事に要した費用の領収書の写し(当該改修工事の内容および費用の確認ができるもの)

○熱損失防止改修工事証明書

■問合せ 町民課資産税係

